

であります。こちらと一緒になるのかということについては、非常にまだ慎重だという感じを私は持っております。ひとつそういった皆さんとも十分にやはり交流をして意見を闘わせていかなければいけない、意見を交換していかなければいけないというふうに思っているところでもあります。

耐震診断等の広報の必要性、これはまさにそのとおりであります。やはり耐震診断をまずして、そしてある程度補強すると。なかなか新築とはいかないという場合もあるわけですから、あるいは母屋だけでもとかいうようなところもあるわけですから、これは県等のあれもありますし、さらにPRをしながら、広報しながら、必要になれば市の方もやはり検討しなければならない課題で、重要な問題だと思っております。

起震車につきましては、消防主幹が申しましたように、出前講座等で、あるいは防災教室等で相当使わせていただきました。この間では長井なんかは非常に使わせていただいた方ではないかというふうに思っておりますが、なお、やはり1市3町の首長の皆さんや、あるいは行政組合の議会の皆さんとも意見を交換しながら、今後どうするかについて少し議論を深めていかなければいけないのではないかというふうに思っているところでもあります。

以上です。

○大沼 久議長 安部議員に申し上げます。時間が迫っておりますので、簡潔にお願いいたします。

○6番 安部 隆議員 時間というようなことでございますけれども、ぜひ防災面においては、昨年も私質問をしております。やはり9月1日、防災の日というふうなことで、やはり今までの過去の苦い経験を後世に生かしていくということは、我々の与えられた使命ではないかなというふうに私も思っております。そういうふうな

ことで、ぜひ厳しい財政の中での、そうしたサービスは行政サービスでありますけれども、ここはひとついま一層努力をしていただきまして対応していただくようお願いを申し上げたいというふうに思います。

また、合併問題で議会に望むことというようなことで、市長は長期にわたって検討をしていただきたいというふうなことがありました。残念ながら特別委員会は解散をしていくわけですが、やはり今後そうした県の新合併法に基づいた検討というものも我々もしていかなければならないのかなというふうに改めて思ったところでございます。

私からの一方の感想的な話でありましたけれども、時間ありますのでこの辺で終わらせていただきたいと思います。

蒲生吉夫議員の質問

○大沼 久議長 次に、順位2番、議席番号17番、蒲生吉夫議員。

(17番蒲生吉夫議員登壇)

○17番 蒲生吉夫議員 おはようございます。

敗戦60年目の暑い夏が過ぎ、広島・長崎に原爆が投下され被爆60周年でもあります。

日本の侵略戦争は、アジア・太平洋で2,000万人、日本国民も300万人以上の命を奪いました。人類史上、地球上初めて使われた原爆についてもさまざまな角度から論考されました。このことについて色川大吉の一書から引用すると、「国力を消耗し切っていた降伏間近の日本に原爆を投下する必要があるに当たったのか。仮に必要があったとしても、民衆を大量虐殺することになるとわかっていたこの悪魔的な兵器を使ったことが非人道的行為と公に非難されないのはなぜか」ということ。さらに色川氏は論考を進

め、「広島より強力な長崎への原爆の目的が、日本にとどめを刺すためよりも、ソ連への警告という戦略上の理由だったことを知る。そのために、十数万人が殺され、今も後遺症で死ぬ人がいる。しかし、アメリカ合衆国は60年間、無差別大虐殺を謝罪したことがない」ばかりか、先日のNHKでは、原爆投下時の威力を確かめるためにカメラ撮影に来ていたアメリカの科学者がインタビューに答えていましたが、謝罪どころか、日本が先にアメリカの太平洋軍司令部のあったパールハーバーに対する攻撃が問題だと一步も譲らない姿勢でありました。

もっとも、アジアに対する日本の一方的な侵略と違い侵略者同士の太平洋戦争であります、小泉首相の靖国神社公式参拝問題や「新しい歴史教科書をつくる会」などに関する議論を聞いていると、アジアの侵略でいう加害者側の日本、原爆でいう被害者側の日本と考えた場合、被害者側の考え方に思いやる気持ちがあるかないかによって、歴史をどう見るかまで大きく変わってくるのがわかったことであります。

さらに、今、第44回衆議院選挙が戦われておりますが、あれよあれよという間に解散してしまった解散を、小泉首相は「郵政解散」などと宣言しているようでしたが、衆議院では可決したのですからこの命名は間違っていると私は思います。さらに、マスコミ的には「刺客」などという流行語大賞にでもなりそうな候補者をつくってくれ、おもしろい演出を考えたものだなと思います。ですから、郵政解散などと命名するようなものではなく、要は自分の思いどおりにいかないのが気に食わずテーブルをひっくり返したものでありまして、こういった幼児性については自民党幹部は知っていたというのが大方の見方であります。解散の命名は、「駄々っ子解散」あたりがちょうどよいとやゆされているようであります。

このところの政治的な部分に感じているとこ

ろの一部に触れさせていただきました。

第1項目より質問をいたします。

最初に、公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の設定をし、具体的にどの施設で実施をする計画なのかについてお伺いいたします。

このたびの提案されております議案第60号の条例設定は、地方自治法第244条の2の改正によるもので、公の施設の管理を公共的団体でなくとも指定管理者に管理を行わせることができるとしているもので、個人でなければ民間事業者であっても指定管理者となることができるといふものであります。

条例の第4条の指定管理者の指定でいっているように、1、利用者の平等利用を確保することができるもの。2、効果的かつ効率的な運営により経費の縮減が図られるもの。3、事業計画書に沿った公の施設の管理を適正かつ確実に行う能力を有することとしており、参入事業者があるかどうかはわかりませんが、同時に、3項目に沿って指定管理者の候補者として該当するかどうか、その強弱も含めて議会の議決を経て指定するようになっており、不同意の決議ができる。しかしながら、変更はできないということはあるものの、一定度の公平・平等の原則は確保できるものと考えられます。

そこで、資料として総務課より公の施設の一覧表をいただきましたが、1の中央公民館から78の長井市緑町ふれあい会館までの施設名の中で、どの施設に指定管理者制度に基づく管理委託を考えておられるのか、その理由も含めてお聞かせを願いたいと思います。

6月定例議会において、事務管理公社への事業委託についてや業務遂行に当たっての指揮命令についての問題点を指摘しておりますが、少なくとも私は今年度と同じということにはならないと思います。指定管理者の指定の手続に関する条例を検討するに当たり、庁舎清掃管理、

電話交換、生涯学習プラザ、各地区公民館も含めて公民館、勤労センター、レインボープランコンポストセンター、市民文化会館などについてどのような運営方法を検討したか、また考えているかをお聞かせを願いたいと思います。

この項の最後に、地方自治法第244条の2の改正趣旨によれば、委託が公共的団体などに限られていたものが、「公的主体以外に十分なサービス提供能力が認められる主体が増加したことや、住民ニーズの多様化に効果的、効率的に対応するためには民間のノウハウの活用が有効であることから、管理の受託主体の法律上の制限が取り払われたわけで、団体であれば法人の資格の有無に関係なく民間事業者から市民団体まで対象とすることになった」というのでありますから、事務管理公社のように総務課長が理事長になって経営しているようなわけのわからない任意団体よりは、ずっとわかりやすいものにする必要があるというふうに思います。とはいえ、制度では、条例により定められた枠組みの中でみずから料金を設定できることや個々の使用許可ができることなどが可能になりますが、しかし、利用料収入が期待できないなどをどのようにしていくかということが課題だと思われる。

ここまでまずお答えいただいた後、再質問から進めていきたいと思っているところであります。

次の2番目に、議案第61号の長井市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正の執行は困難ではないかについてお尋ねをいたします。

この条例は、職員の給与に関する条例の中にただし書きで、地方公務員法第37条第1項に規定する「争議行為の禁止」をうたっている行為で勤務しないときは、その勤務しない時間を1分単位で減額することができるとしていて、同時に、長井市水道企業職員の給与についても、地方公営企業等の労働関係に関する法律第11条

第1項でうたっている「争議行為の禁止」を引き出し、同様に勤務しない1分当たりの給与額を減額して支給することができるとしているものであります。まずこの言葉の解釈についてお聞きいたします。

「給与額を減額する」で終わっているか「減額するものとする」であれば明確であります。後ろに「することができる」とついていることがいかにもあいまいだと思います。減額しない場合もあり得るのか、給与のことですからわかるようにお答えを願いたいと思います。

次に、地方公務員法第37条の争議行為等の禁止、地方公営企業等の労働関係に関する法律第11条は争議行為の禁止の法律であります。もともと禁止されている行為を認定する形で給与条例に盛り込むことそのものに問題があると考えられることから、本来、法律の条項を引き出すだけでなく、用語の定義がないとわからない条例になると考えられます。「争議行為等」とは何か、「争議行為」とは何かなどについて、こんなに重要な定義をなぜ条例に加えなかったのかについて、同時に、この条例提出に当たって法令等審査会などにはかけなかったのかどうかをお答えを願いたいと思います。

次に、この条例が私たち議員に告示された8月24日に当局が記者会見を開催していましたが、私たち会派も隣の部屋で勉強会をこの日から始めましたので、新聞記事になるのはこの条例ぐらいしかないとの判断で、県の市町村課で話を聞くアポイントをとり、各社同日に記事になった8月25日に行ってまいりました。さまざまな話をしましたが、25日の山形新聞の記事が一番近いのでそこをそのまま引用させていただきます。

「国も地方も1時間単位で計算しており、ストライキのときだけ分単位で減額するのは整合性がとれず不適當。実際に分単位で職員の動向を把握できるのかなど運用の面で課題が多いと

して、相談を受けた県市町村課は、長井市に十分な検討を要請。総務省は各自治体が判断することとして見解は出していないが、こうした規定の追加は全国にも聞いたことがない」というものであります。

そこで、具体的に、1分単位の減給をするという条例の執行は実際には困難をきわめるし、不可能なのではないかと思われまます。現行の出勤確認は出勤簿に印鑑を押す方式を採用していると思いますが、職員一人一人が何時何分に職場を離れ何時何分に仕事に戻ったかなど、課長が全員を把握するなどほとんど不可能であるばかりか、職場によっては出先まで把握できるかなど、「争議行為」だとすれば自己申告というわけにはいかないわけですから困難をきわめるのではないかと私は考えるのですが、いや大丈夫だということであれば、その具体的手法をご教授願いたいと思います。

この条例をできるだけ正確に執行しようとするなら、便利な道具があります。現行の職場面着押印制度、要するに現在判こを押す制度にかわり、各課ごとにタイムレコーダーを導入すれば分単位での管理はできる可能性もあります。ただし、「争議行為」と交通渋滞またはその他のアクシデントなど判断はしてくれません。

私は、民間の職場でタイムレコーダーを採用しているところと職場面着制をとっているところを両方経験をしています。当然、一長一短はあります。役所の職場としては、サービス残業があるのではないかなどの心配が不要になるだけ管理職の方も楽できること、休日に出勤した場合、代休をとれなどの必要もなくなるし、庶務係の積算作業も省力化できるわけですし、正確を期すにはぜひタイムレコーダーの設置をお勧めをしたいと思います。

3項目にアスベスト公害について通告してありますが、ここまでのところは、議案として常任委員会に付託になっているところであります

ので一般質問でお聞きすることとし、以下については、藤原議員に対する答弁の後に予算委員会でお聞きすることといたしますので、以上2点について壇上からの質問といたしたいと思えます。ご清聴ありがとうございました。(拍手)

○大沼 久議長 目黒栄樹市長。

○目黒栄樹市長 蒲生議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず、公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例についてであります。地方自治法の一部を改正する法律及び改正後の地方自治法によりますと、公の施設につきましては、これまでの管理委託の契約をなくし指定管理者を置くことができるというふうに規定しております。ただし、18年9月までは引き続き地方自治法改正前の管理委託の形態を残すという経過措置が設けられていることはご案内のとおりであります。

本市におきましては、昨年度から庁内で勉強会などを経て、指定管理者制度の導入を想定するに当たり年度当初からする方が適切ではないかということで、直近の年度である18年4月を一つの目標に準備を進めてまいったところであります。

長井市で指定管理者制度を導入する場合の基準はどうかということですが、現行の業務委託で不都合が生じているかどうか、不都合ですね。あるいは2番目に、指定管理者制度を導入すればメリットがあるのかどうか。3番目は、市民の皆さんに対するサービスの向上が図られるかどうか。さらに4番目は、受けていただける指定管理者になっていただける方がいるかどうか。この4点を考慮していかなければいけない。総合的に判断をしなければいけないと思っているところであります。

今定例会では、指定管理者制度の手續条例を提案し、導入する際の整備を整えたという形に

なりますが、今後、行財政改革推進の一環として指定管理者制度の活用を考えていきたいと思っております。なお、先ほども申しましたが、改革のメリットとして住民サービスが向上するかどうか、行政コストの縮減が図れるかどうか、この2点も重要であると考えております。

それでは、具体的にどの施設で実施するかということでございますが、この指定管理者制度の案としては、今のところは市民文化会館あるいは文教の杜ながい、地区公民館、これは事務管理公社の縮小を勘案しながらであります、あるいは中央児童センター、あるいはシルバー人材センター等を考えると。以前の答弁では、たしか文教の杜とシルバー人材センターと申し上げたかと思えますね。こういったところを主に、議員ご指摘のように78あります今管理しているところについて総合的に考えていきたいというふうに思っているところであります。

ただ、これらの施設において指定管理者制度を導入するまでもなく業務委託が相当進んでいるという場合は、このメリット等も勘案し、業務委託でいいという場合は業務委託の方でいくということも十分あり得ると思っております。

今回上程の公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の設定につきましては、指定管理者制度を導入する特定の施設に対してその手續を定めるという条例ではなくて、本市の公の施設すべてに適用することができる手續条例であると思っております。したがって、指定管理者を導入する施設があるかないかにかかわらず、地方自治法の改正に合わせて準備を進め、今議会に当該条例の設定を上程をいたしました。なお、条例の制定によりまして、今後検討を進める中で、体制が整ってきたところから導入していくということを考えているところであります。

次に、議案第61号の件であります、今回の件は、南陽市の6月の議会で、29分まではスト

ライキをしても給与を減額されないのではないか、それを減額できるように南陽市はしたと。それは、ストライキをしたら、あるいは働かなかつたら、給与が支払われないなんていうのは当然の話ではないかと。民間の労働組合等でももちろんそうだと。どこの職場でもそうだと。それが、公務員は29分してもそれがいわゆるカットされないなどということは、それは許されるのかと。南陽でやったのが何で長井でできないのかということが、南陽でやられて以降、私のもとにも随分ご質問があり、ご意見もありました。

私は、やはり働かないで、あるいは争議行為をして給与が与えられると、29分以内ならばと。ここだけはやはり、南陽もされたことでありますし、これは改定をしなければいけないというふうに思ひまして、今回、地方公務員法第37条第1項で禁止されている争議行為等で職員が勤務しなかった場合に、これは労務を提供していないわけでありますから、厳密にこの減額をするということをご提案したわけであります。

なお、その運用につきまして、地方公務員法第24条に規定する給与は国や他の地方公共団体等の事情を考慮しなければならないという均衡の原則、あるいは、時間外勤務など給与制度上の時間にかかわる最少1時間ということの整合性、あるいは1分単位の現場の技術的な検討等について課題があるということは、县市町村課からや総務省から助言はいただいておりますが、最終的な結論は、最終的には、地方の時代でもあり、議案の提案は各地方公共団体の判断であり、議決機関である議会で議決された条例について斟酌する立場にはないというのが結論でありまして、南陽で議決されたものについてあれこれ言うことはできないと、あれこれ言うことはしないと。それは、地方公共団体の、地方の自立だと、自決だというふうになっているところであります。

このように今回の改正は、あくまで違法行為であります争議行為に限定しているものでありまして、それ以外は従前どおりの取り扱いをしたい。そうすることでも著しく均衡を失するものとは考えておりません。南陽市では既に同一内容の改正条例が議会で同意いただき、公布施行されているということはお案内のとおりでありまして、南陽市等も参考にし、これからも対処をしてまいりたいと思っております。

勤務開始時間の現認方法というのは、この争議行為というのは大体年に1回か2回ですね、29分以内というのは。その日に限っては本人の報告で確認をしたいというふうに思っております。いずれ、タイムレコーダーとかそういうところが必要か必要でないか議論はなされると思いますが、財政状況等も勘案しまして、やはり年に1回か2回ということになりますから、本人の報告で十分なのではないかというふうに思っております。

減額して支給することができるという規定についてであります。これは適用しないという内容を条例化することは意味がありませんから、違法な争議行為等が行われないことが望ましいわけでありまして、それが行われたときにだけ適用するということでもあります。もちろんこの運用に当たりましては、現認方法等、あるいは南陽市議会での荒井市長さんの答弁等も勉強させていただきましたが、なお南陽市ともしっかりと協議をしながら対処をしていきたいというふうに思っているところであります。

以上であります。

大変失礼しました。シルバー人材センターというのは、今はシルバーワークプラザということになっているということになりますので、訂正をしておわびをさせていただきます。

○大沼 久議長 平進介総務課長。

○平 進介総務課長 蒲生議員の質問にお答え申し上げます。

争議行為等とは何かというふうなご質問でございますが、争議行為につきましては地方公務員法第37条第1項で述べております。この禁止される行為には、同盟罷業、怠業、その他の争議行為、怠業的行為、あおり、そそのかしを規定しておりまして、正常な業務の運営の障害を目的とするものがすべて含まれるというふうなものでございます。また、外見的に法律に従っているものでも、それが地方公共団体の機関の活動能率を低下させることを目的としたりするものなどは、これに該当するというふうに解されております。

同盟罷業につきましてはストライキということで、労働者が組織的に労働力の供給の停止を行うもの。怠業、これにつきましてはサボタージュ。労働者が職場を占拠して意識的に業務の遂行を阻害するもの。あおり、そそのかし、教唆煽動など実行行為を助長する行為。怠業的行為につきましては、年次有給休暇闘争、時間内職場大会、超過勤務拒否闘争などがあるようでございます。

定められた正規の勤務時間内に職員が組織的に労働力の不提供をなすことは争議行為に該当するということは明らかでありまして、職員は職務専念義務違反により賃金カットが行われるのは当然だというふうに考えております。また、違法な職場集会在庁舎内で行われたときは、庁舎管理違反などの問題も生じるというふうに考えております。

また、ご質問の法令審査会に今回の条例案をかけたかというふうなところでございますが、県等にいろいろご指導いただいたところ違法性はないというふうでございましたので、条文につきましてはただし書きの条項でございますので、法令審査会にはかけておりません。

以上でございます。

○大沼 久議長 17番、蒲生吉夫議員。

○17番 蒲生吉夫議員 争議行為についての説

明が総務課長からありましたが、総務課長が読んだのは、地公法の第37条の第1項の争議行為等の禁止について読んだんですよね。私は争議行為とは何かという定義はどうなんだというふうに言ったわけで、そこの引用は私は間違っていると思います。労働関係調整法の第7条、争議行為という部分を引用して答えなければならぬだろうというふうに思います。

その部分はいいいですが、南陽でもこういうふうに条例化したからだというふうに市長から答弁がありました、29分までのところというのはどういう状態を争議行為というのか私もわかりませんが、争議行為というのは私は存在しないんでないかと思うんですね。

具体的に言うと、争議行為であれば1分単位の賃金カットだけじゃ私は済まないと思います。ちゃんと処分をしなければならぬのではないかと思いますね。一般の遅刻と同じ扱いですから、これは。そこは別に触れてなかったわけですけれども、問題は、争議行為という行為に対して、本人の申告で、自己申告ですね、本人の申告で要するに賃金カットの処分をします。あり得ない話だと思いませんか、これは。違法行為ですよ。違法行為を管理職が管理しないで本人の申請だって、こんなことあり得ない話だと私は思いますが、総務課長、そんな管理ですか。

○大沼 久議長 平進介総務課長。

○平 進介総務課長 技術的に検討を要することは承知しておりますけれども、より合理的で客観的な方法で現認するしかないというふうに思っておりますが、今例を申し上げましたように、勤務開始時間を確定させるために個人から所属長に申告させるというふうな方法もあるということで、現在それを考えているところでございます。

○大沼 久議長 17番、蒲生吉夫議員。

○17番 蒲生吉夫議員 争議行為というのは、今言ったように、地公法で言っているように禁

止されている事項なんですよ。禁止されている事項を自己申告で給与カットするなんてこと、あり得ない話じゃないですかね。だったら本人が「いや、トイレに行っていました」ということであれば、これは何ともならないですよ。でなければ管理職が、集会をやっているんだったら集会に行って、自分の職場の部下がだれだれがそこに行っているか、いるかいなか確認をして、そういうふうに管理していくのが管理職じゃないですかね。

これは事給料のことですから、いいかげんではだめですよ、これは。1分単位でカットするというんですから。私はそういう意味で今回の通告は絶対できないんじゃないかというふうに言っているんですね。県の方に行ったときも言ってきました。できるかできないか試してみる必要があるなど。だから、こんなこと私は必要ないんだと思います。私は絶対できないと思っています、現認確認が。

南陽ではどういうふうに総務課長が答えたと思いますか。それわかっていますか。総務課長が常任委員会で答えたこと。「集会が終わった時点でいいと思いました」。集会やって終わった時点でいいと思いますって。だから、南陽も保育職場なんかあるんですね。いつ着くかわからない、職場に。そう考えていけば、私はできないんだと思います。

具体的に自己申告でできるというふうに踏んだかどうかね。各課長に聞いてもいいですよ、あなたのところできますかと。一番出先のいっぱいある福祉事務所に聞いたっていいですよ。あなたの職場で出先たくさんありますね。いっぱいほかに行っております。保育職場も散在しています。あなたが確認できますでしょうかと。それは今回ほかの課長に通告しておりませんので。総務課長、そういうふうな想像の仕方をして考えた場合に本当にできるんですか。もう1回答えてください。

○大沼 久議長 平進介総務課長。

○平 進介総務課長 合理的な方法を検討する必要があるというふうに思いますが、現段階では本人の申告、これが最良というふうに考えております。

○大沼 久議長 17番、蒲生吉夫議員。

○17番 蒲生吉夫議員 違法行為に対して本人の申告ってあり得ない話でしょう。違法行為でないというふうに職員団体はいつているんじゃないですか。争議行為でない。そうじゃないですか、わかりませんが。最近そういうふうな行為をしたかというのは私わからないけれども、争議行為は私は存在はしていないというふうに思っているんです。違法行為であったら、だってこんな処分じゃ済まないでしょう。ねえ。1分単位でみんな職場にいなかったなんていうことであれば、職務専念義務違反ですよ。地公法の第35条の職務専念義務にもう違反しますし。だったら、給料のカットだけじゃ私は済まないんでないかというふうに思うんですね。

そういう行為に対して現認確認は本人の申請でいいなんて、こんな答弁では今回の条例は納得いかないですよ。私は今回の条例は、条例はつくっても執行できない条例だと思っているから。執行できないと思いますよ。本人任せですもの、違法行為に対して。違法行為だというふうに当局がいつているんだったら、当局の管理者が管理すべきでしょう。だったらどうしますか。8時半からというふうにしか考えていないですよ。ね。課長は8時半からしかそういうことがあり得ないと考えているんでしょう、ね。先に出勤していたらどうしますか。前の日仕事が残っていて、8時15分から仕事をしていましたと。ね。それで8時半過ぎまで仕事をやっていて。それはできますよね、本人が申請すればそれは可能です。それで超過勤務は管理職が命令をするわけですから、それは可能ですよ。だけ

れども、毎日管理職が命令して超過勤務させるだけの能力は管理職にありません。なぜないかという、一人一人の仕事量を把握していないからなんです。そうでしょう。仕事終わった時間まで、部下が仕事終わるまで、管理職の皆さん、毎日残っていますか。私はずっと民間の職場で仕事をやってきているので、管理職は部下が帰るまで帰りません。なぜだと思いませんか。けがや事故があるからなんです。そういうところにも責任持たないんです、役所の職場というのは。

そういう意味では、私は本当に管理できるのかということを知っているわけですね。総務課長は、総務課の中だけは管理できると思います、私も。総務課の職員だけであれば。隣に選挙管理委員会の事務局長もやっているからそこまでなので、管理できると思います。だけれども、どこもできるわけじゃないでしょう。自主的に申告したもので違法行為で給料を削除することができるなんて、こんな条例では私は極めて問題があるのではないかとこのことを言っているので、本当に確認できるのかどうか。私はとっても難しい。そんなに目を八つも十も持っているわけじゃないですから。そこをちょっと想像してみてくださいませんか。

○大沼 久議長 平進介総務課長。

○平 進介総務課長 今回の条例改正の考え方が、違法行為である29分の時間内職場集会によりまして職員が勤務しなかった場合等について、従来どおり通常の欠勤等と同様に給与の減額を行わないことにつきましては、納税者である市民の方の理解が得られないばかりか、場合によっては、不当な公金の支出として住民監査請求がなされるおそれがあるというふうに判断したところがございます。その結果、労務が提供されなかった限度において、厳密に給与の減額を行うこととしたいというふうな改正でございまして、今回給与を減額することにつきまして

ては処分ではありません。

よって、処分ではありませんし、その職場復帰の時間につきましては、各個人からの申告によって取り扱っていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○大沼 久議長 17番、蒲生吉夫議員。

○17番 蒲生吉夫議員 今言ったのは、要するに第37条の第1項というのは、地公法で禁止されている事項ですから、これを条例に持ってきているんですから、「処分ではありません」という言葉はないと思いますよ。これは処分だと思えますよ。違法行為に対する給与のカットですから、これを処分でないなんてあり得ないですよ。私はノーワーク・ノーペイの原則は正しいと思います。当然そうだと思います。働かない部分に給料を出さないのは当たり前。

それで、私は一番正確にカウントできるのが、タイムレコーダーを入れてくださいと。そうでしょう。でなければ、超過勤務しなければならぬときには、それも自主申告なんですよ、役所の場合はね。それも事後。きのうは何時まで勤務していたので何時間超過勤務の手当を出さなければならぬと、こういうふうになっているんですよ。だけれども、それはどうして自己申告にせざるを得ないかという、管理している管理職の皆さんが残っているわけじゃないから。本当は残っていなければいけないんですよ。皆さんの職場には市民の情報を満載したコンピュータがいっぱい置いてあるんです。これが盗まれたら大変ですよ。一般の職員が帰りに通用口を施錠していくなんでいうのはあり得ないですよ。今そうじゃないでしょう。管理職は先に帰ったって、部下の人たちが施錠して帰るでしょう。私は民間の職場に17年間いましたけれども、そんなこと絶対あり得ないです。最後に帰るのが必ず管理職。施錠していく。確認していく。けががあったかなかったか確認していく。

それぐらい感覚が違うわけで、もう1回聞くけれども、違法行為だというふうにして賃金カットしたものは処分でないとはどういうことなんでしょうか。

○大沼 久議長 平進介総務課長。

○平 進介総務課長 特に法律で禁止されている行為につきましては、その行為をした限度において給与を減額するというのはこれは当然だというふうに思っておりますので、この部分については処分ではないというふうに考えております。

処分というのは、その後、地公法でも第29条で懲戒というのがありますけれども、それにとって行ったものが処分というふうなことでありまして、単にノーワーク・ノーペイの原則に基づいて、勤務しなかった部分について給与を減額する部分については処分でないというふうに考えております。

○大沼 久議長 17番、蒲生吉夫議員。

○17番 蒲生吉夫議員 であれば、地公法の第35条にうたっております職務専念義務違反していますね。これはどういうふうにしますか。これも処分しないんですか。争議行為であれば当然そうなんです。私は争議行為という言葉にかぎ括弧つけていますから、「争議行為」であれば私は職務専念義務違反だと思います。二つに該当すると思いますよ。そこはどういうふうにしますか。助役、余計なこと言っていないで、助役がわかるんだったら助役答えたらいいいんじゃないですか。

○大沼 久議長 長谷部宇一助役。

○長谷部宇一助役 お答え申し上げます。

現認確認でありますけれども、現認確認につきましては今までの30分以上のストライキと何ら変わりはありません。分単位で減額をしまして、例えば59分ストライキで、59分以前に庁舎に戻ったものについては、それはちゃんと本人からの確認で分単位でそれは確認をして

いるという状況であります。

今回の29分以前についてはもちろん違法ストライキでありまして、これは当然賃金カットの対象になるという状況でありますけれども、処分につきましては、市職労単独でストライキを打った場合については処分の対象として審査会で審査をいたします。ただ、統一ストライキにつきましては、やはり指示命令が上部団体という形になりますとなかなか処分対象にはなり得ないという状況であります。

あと、申告制とありましたけれども、これはストライキの時間とそれから出勤時間を分けて考えていただきたいと思います。職務上には、上司としてはその者が何時何分に出勤したかということについては常に把握しておく必要があるという形で、そういった形で本人からの申告制を求めています。これは地公法第32条の上司の命令という形で、そういった形で把握していきたいと思います。

○大沼 久議長 17番、蒲生吉夫議員。

○17番 蒲生吉夫議員 争議行為という言葉をもうちょっとやはりこの条例の中にちゃんとしないと、質疑が難しいですね。

総務課長は地公法の第37条の第1項を引き出しましたけれども、もともと認められていないですから、公務員の場合はね、こういうふうに認められていないですから、いわゆる労働関係調整法の第7条の争議行為というのはこういうふうな文章になっていますね。「この法律にいう争議行為とは、同盟罷業、怠業」、これはストライキ、サボタージュですね、「作業所閉鎖、その他、労働関係の当事者がその主張を貫徹することを目的として行う行為及びこれに対抗する行為であって、業務の正常な運営を阻害するものをいう」と。

これどういうふうになっているかわかりますか。いわゆる今議論している市当局と職員組合でいうと、両方のことをいっているんです、争

議行為というのはね。当局側は玄関を閉めることができるんですよ。これは民間の職場の例でいうとそうなんですけれども、門を閉める、入れない。両方のことをいっているんです。民間の労働組合は、いわゆる職場に入らない。当然企業の方としては、一般にロックアウトという言葉を使っているかな、ロックアウトするんですよ。入れないんです、工場に。この両方のことをいっているんです。だから私は、1分ごとに給与をカットするという条例を提案するからには厳密にしなければならないというのは、当然のことだと思いますよ。だから自己申告ではだめです。

議案第61号の提案のときに、市長が説明した言葉をだからもう1回言ってもらったんですね。事務手続の煩雑さを避けることをまず解消するね。これはそのとおりだと思います。厳密に減額するため、要するに働かない時間を厳密に減額するため。提案理由を主にこの二つにしているんですね。私は厳密に減額するというのは、働かない部分は厳密に減額するというのは、私正しいと思います。争議行為であろうとなかろうと、この部分は交通混雑のために、交通渋滞のため遅くなったというの、これは該当していないんです。私はそんなことはあり得ないと思っているんですね。そういうところがないから、時間単位でやっているというところがあるんだと思いますね。

私も中道のはなぞの保育園まで行って、北工業団地に長く通いました。谷地橋のところが入り込んでおきました。はなぞの保育園は8時10分前からしか当時は見てもらえませんでしたので、仕事は8時15分からでした。1週間に1回近くおくれて行きました。交通渋滞ですよ、谷地橋のところ入って。それはノーワーク・ノーペイの原則だから、当時は民間の職場だから15分単位で給与をカットしました。残業も15分単位でつけました。それは整合性なんですよ。ここの

ところだけ争議行為を引き出してするというのは、私はやはり極めて問題あるのではないかということなんです。

そういう意味では、私は厳密に減額しなければいけないところは減額すると。これは当たり前前の話ですね。だけれども、その違法というふうに言われている地公法の部分を引き出してやるというのは、ここは問題なのではないかというふうに思うんですね。それがだから職務専念義務にも違反しないのかと。それじゃあ自己申告で本人がしなかった人と、「トイレに行っていました」と。朝、大の方はいしないで来たのでちょっと長い時間トイレに行っていましたと。こんなことを、要するに減給する人間としない人間とできてくることの均衡のとれないことはないと思いますよ。今、物を買に行き行って財布の中に一円玉が1枚足らなかったと。財布に入っていないから1円まけてくれと。これはできませんから。それぐらい給料というのは厳密にする必要があります。

争議行為、違法行為だというふうにしてものを、私はそのまま見逃すわけにはもちろんいかないと思います、当然ね。いわゆる地公法の第35条に基づいてもきちっとやはり処分しなければならぬと思います、そうであれば。だから、そういうところの整合性はどんなふうにか考えるかという部分が問題なんだというふうに思います。なので私は、タイムレコーダーを入れたとしても、それはできませんしね。問題が出てくるんですよ。だけれども、私は各課ごとにタイムレコーダーを入れれば、よっぽど正確にできますよ。それは文句言われる必要ないし。きちっと手当もつけなければいけないし。今みたいに自分で超過勤務を勝手にしているんでなくて、業務命令でしているんだということであつたらば、管理職の皆さん毎日残った方がいい、部下が仕事終わるまで。それで終わる時間をちゃんと確認して。しなければいけないと思いま

すよ。こんなしていない役所の職場というのは、私は逆におかしいと思う。

そういうふうにか考えるわけで、厳密に執行できるんだかどうかという部分だけですから、今回私質問しているのは。私は絶対できないと思うんです。自己申告以外にやる方法をどういうふうにか考えているかね。出先やなんかについてもみんなそういう方法になるのかどうか。この条例を提案するに当たって想像したと思いますよ、事務方としてはいろんなケースを。8時半からでなくて、ひよっとしたら午後の1時から何分間かおくれるんでないかとか、昼飯食べに行ったらなかなか出てくるのが遅くて、熱くて食べられなくて時間おくれた人間もいるでしょう。だけれども、そういう想像をして執行可能な条例でなければならぬというふうには私か思うので、本当に執行できるかどうかというの。これがこのままいったら、それじゃ試してみる必要があると、こういうふうになると思いますよ。そういうこと考えなかったかどうか、総務課長、お聞かせ願いたいと思います。

○大沼 久議長 平進介総務課長。

○平 進介総務課長 現実的に技術的な面で課題があるということにつきましては、こちらとしても思っております。より合理的で客観的な方法というふうなことをもう少し探していく必要があるというふうには思いますが、現時点では自己申告が一番いいというふうにか考えているところでございます。

なお、先進であります南陽市も同様の条例を施行しておりますので、なお南陽市にもいろいろ相談しながらというふうにも考えております。

以上です。

○大沼 久議長 17番、蒲生吉夫議員。

○17番 蒲生吉夫議員 要するに執行するには大変難しいんです。南陽で答えているのは、「集会が終わった時点でいいと思います」なん

ていいかげんな答えをしているわけですから。それもいいかげんですけれども、当局が答弁している自己申告でいいなんて、こんないいかげんな答弁は私は絶対ないというふうに思います。

時間もあともう少しでありますので、最初の方で通告しておりました件について、指定管理者制度で、市長からは文化会館や文教の杜、地区公民館、中央児童センター、シルバーワークプラザなどについて指定管理者制度の導入を検討しているというふうに言っていましたね、答えていました。私はやはり事務管理公社で経営している分、現在ですね。総務課長が理事長になって経営している分。これは何としても処理しなければいけないと思います、来年度からは。

それで、地区公民館について。まず、一番人数、団体的に多いのがそこだと思いますね。各地区公民館の合計した人だと思います。その部分は来年の4月から何としても入れてもらいたい、私は、逆に。今みたいな不安定な事務管理公社なんていう組織ではなくしてもらいたいですよ。これはずっと懸案してきた事項ですから、少なくともここは私はすべきだというふうに思うんですが、そういう検討なさっていますか。

○大沼 久議長 平進介総務課長。

○平 進介総務課長 事務管理公社につきましては縮小の方向で今検討しているわけですが、今ご質問ありました地区公民館の部分につきましては、地区公民館の主事の部分につきましてはどういうふうに対応していくかということで、今、所管の教育委員会の方でも検討いただいているところです。

今回の条例設定は指定管理者制度ができるというふうな手続条例の設定でございまして、これにのっとって、例えば地区公民館を指定管理者制度に来年の4月からやっていくというふうなことになりますと、12月にそういった施設の関係条例の条例改正が必要になってまいります。

その後公募いたしまして、来年の4月からというふうな手続もできますが、現段階では来年の4月は業務委託でできないかというふうなところで考えておりまして、なお、教育委員会の方でもさらに突っ込んで検討してもらえればというふうに思っております。

○大沼 久議長 17番、蒲生吉夫議員。

○17番 蒲生吉夫議員 時間ですからあと1回だけでやめにしたいと思うんですが、主事の皆様方には事務管理公社が雇用するような形は来年度はとらないというだけ言ったんですかね。多分そういうふうな格好にした……、言ったんでしょうかね。ちょっと私わかりませんが。

私は事務管理公社経営ではない方がいいと思います。そういう業務委託でない方がいいと思います。なので、ほかのところはいろいろ検討するんでしょうけれども、教育委員会の方の仕事になるかと思えますけれども、やはり各地区に運営協議会がございましてね。公民館運営協議会。かつてそこが受け皿になって業務を受けていたことがあるんですね。そういう時期が何年間かあるんです。私は、そこに給料の部分が加えられるだけで、そんなに私はあの団体は受けるのは難しくないのではないかというふうに思います。各地区公民館ごとにばらばらにしていけば、この前問題になった消費税の部分は多分クリアされるのではないかというふうに思いますし、ほかの事務管理公社の部分についてもやはりクリアされるようなことを12月までに検討をお願いしたいというふうに思うんですね。そこはどう考えていますか。

○大沼 久議長 平進介総務課長。

○平 進介総務課長 公民館の主事の方が移る相手先ですが、業務委託の想定の一つといたしまして各地区の運営協議会、これも想定の一つに入っておりますので、この辺を中心に所管のところで検討していくというふうなところでございます。

なお、来年からの指定管理者等につきましては、まだこれからちょっと検討の課題かというふうに思っております。

以上です。

○大沼 久議長 ここで昼食のため暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

午後0時03分 休憩

午後1時00分 再開

○大沼 久議長 休憩前に復し、午前に引き続き会議を再開いたします。

高橋孝夫議員の質問

○大沼 久議長 午前に引き続き市政一般に関する質問を続行いたします。

次に、順位3番、議席番号11番、高橋孝夫議員。

(11番高橋孝夫議員登壇)

○11番 高橋孝夫議員 私は、長井市の行財政運営が市民生活の向上につながることを願いながら一般質問を行います。

通告をしております2点について質問申し上げますので、丁寧に明快な答弁をいただきますようお願いをしておきたいと思っております。

質問の第1は、職員給与減額の考え方についてです。

この件に関しましては、先ほどの蒲生吉夫議員の質問で触れられておまして重複する内容が出てくると思いますが、ぜひ一つ一つ丁寧に答弁をいただきますようお願いをいたします。

本定例会に、議案第61号 長井市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正案が上程されています。提案理由は、給与の適正化を図る

ためとなっております。条例改正の内容は、職員が地公法第37条第1項に規定する行為で勤務しないときは、その勤務1分につき、長井市一般職の職員の給与に関する条例第14条第1項に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を60で除した額を減額して支給するというものです。

私は、この条例改正案には多くの問題点が含まれていると感じます。よって、以下、項目に沿ってお伺いをいたします。

第1点は、条例改正の必要性はあるか、そしてその効果は何かということについて市長に伺います。

8月25日付の新聞報道は、毎日新聞では「公務員の争議行為は違法であり、市民感情からいっても減額しないのはおかしい」との市長の見解を掲載しており、読売新聞は「市民から甘いのではないかとの問い合わせが相次いだためだ」とし、朝日新聞は「ノーワーク・ノーペイでなければ市民の理解は得られない。違法行為であるストなどの争議行為の抑止効果も期待できる」との市長談話を掲載し、山形新聞は「市民感情に配慮した措置」として、市長の見解として「働いている実態がないにもかかわらず給与が支払われるのは、市民感情に反すること。市民の理解を得るためにも厳密な給与の減額が必要と強調した」と掲載されています。

私はこの報道を見て、「争議行為」「ノーワーク・ノーペイの原則」、そして「市民感情」などこれらがごちゃごちゃになって、整理しないままに提案したものではないかとの疑問を感じたところです。

市長は、争議行為を言われるのなら、その回避に向けた努力をこれまでどのように積み上げられてきたのか。ノーワーク・ノーペイを言われるのなら、ほとんどすべての職場で日常的に行われている時間外や休日労働の実態とその振替休暇取得の実態や、恒常化しているサービス残業、予算がないから手当は支払わないとする